

意見書案第 1 号

福島第一原発の放射能汚染水問題の解決のために

国の総力を挙げた対応を求める意見書

上記事項に関し、別紙のとおり意見書を提出することについて議会の議決を
求める。

平成26年3月26日提出

提出者 中間市議会議員 田口澄雄

賛成者 " 宮下寛

 " 青木孝子

福島第一原発の放射能汚染水問題の解決のために国の総力を挙げた 対応を求める意見書

福島第一原発の放射能汚染水の問題は、安倍首相の「状況はコントロールされている」発言や、「収束宣言」を撤回しない態度とは裏腹に、事態はいよいよ深刻な局面を迎えています。

元々この間の東電の対応の根本には、「汚染水はいずれ海に流せばよい」とする安易な考え方があり、これを規制すべき原子力規制委員長も、これを肯定し、理解を求める発言をするなどおよそ汚染水問題に真剣に取り組もうとしない体質の問題があります。

また、安倍政権にも、原発の再稼働や輸出を推進する姿勢ばかりが先行し、まともに汚染水問題に取り組もうという構えがみられません。

昨年10月時点での、海側観測用井戸付近でのストロンチウム90の放射性物質の濃度が1400ベクレルといわれていましたが、12月には150万ベクレル、今年1月には310万ベクレル、そして今年2月に発表された濃度は、昨年7月採取分で510万ベクレルだったとのこと。データ隠してはないかとの批難もおこっています。

また、2月20日には、ストロンチウム90など全ベータ線の量2億3千万ベクレルというとてつもない数値まで観測されています。元来、ストロンチウム90の法定濃度は、1リットル当たり30ベクレルであり、この量が最終的に正しいとするなら、何と法定限度の数百万倍という恐るべき濃度の放射性物質が、海に垂れ流されている可能性もあります。

これ以上の猶予はありません。国際社会に対する背信行為でもあります。

私たちは、このような状況を一刻も早く抜け出すために、下記のことを政府に求めます。

1. 「放射能で海を汚さないこと」を、基本原則として確立する。
 2. 放射能汚染水の現状を徹底的に調査・公表し、「収束宣言」を撤回するとともに、非常事態という認識の共有をはかる。
 3. 再稼働と原発輸出のための活動をただちに停止し、放射能汚染水問題の解決のために、もてる人的・物的資源を集中する。
 4. 国が責任をもって、事故収束と被害への賠償、除染を行うこと。
- 以上、地方自治法第99条の規定により、意見書を提出する。

平成26年3月26日

中間市議会

衆議院議長	伊吹	文明	様
参議院議長	山崎	正昭	様
内閣総理大臣	安倍	晋三	様
内閣官房長官	菅	義偉	様
総務大臣	新藤	義孝	様
経済産業大臣	茂木	敏充	様